

登戸土地区画整理事業の事業計画（第8回変更）に対する意見書の提出について

1 意見書の提出期間

令和7年3月21日（金）から 令和7年4月17日（木）まで

※事業計画書の縦覧は3月21日（金）から4月3日（木）までとなります。

2 意見書の書式

別紙の様式をご使用ください。

3 意見書の提出方法

意見書に必要事項を記入の上、4月17日（木）までに 登戸区画整理事務所 に持参又は郵送してください。

【持参の場合】

（提出先）川崎市多摩区登戸1891番地1 第3井出ビル4階

川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所 企画担当

（時 間）平日の午前8時30分から午後5時15分まで

※事業計画案の縦覧期間中（3月21日（金）から4月3日（木）まで）は、土日でも提出可能です。

【郵送の場合】（4月17日（木）の消印まで有効）

（郵送先）〒214-0014 川崎市多摩区登戸1891番地1 第3井出ビル4階

川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所 企画担当 宛

4 意見書を提出できる方

土地区画整理法第20条第2項により、当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者（利害関係者）と定められています。

（参考）土地区画整理法第20条第2項（※2）

当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者（以下「利害関係者」という。）は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事（※3）に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

（※2）本項は土地区画整理組合が施行する事業計画についての規定ですが、県及び市町村が施行する事業につきましても、同法第55条第2項に同様の定めがあります。

（※3）土地区画整理法第136条の3の規定により、本件についての意見書の提出先は川崎市長となります。

【問合せ先】

川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所 企画担当

電話 044-933-8512

(宛先) 川崎市長

令和 年 月 日

住 所

ふりがな
氏 名

印

電話番号

(注)「氏名」が自筆の場合、押印は不要です。

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業の事業計画（第8回変更）に対する意見書**1 事業計画との利害関係（事業に関係のある土地等）** (レ点又は記入をお願いします。)

(1) 権利の種別 (該当するものにチェックをしてください。)

土地 土地に定着する物件（建築物等）

(2) 所 在 地 (上記権利の所在地を記入してください。)

()

(3) 権利の種別 (意見書を提出する方が有する権利を記入してください。)

() ※記載例…居住地、所有地、借地権、借家権、抵当権 等

2 事業計画に対する意見 ※土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第2項

| 意見の区分 (該当するものに○印) | 賛 成 • 反 対 • その他 |
|----------------------|-----------------|
| 意見書の趣旨 | |
| 意 見 | |

(注) 提出された意見書は、川崎市都市計画審議会（以下「市審議会」という。）で審査するため、意見書の写しを市審議会事務局（川崎市まちづくり局計画部都市計画課）に提出しますので、ご了承ください。

3 口頭意見陳述（※）について (どちらかに○をしてください。)

土地区画整理法第55条第5項の規定により準用する行政不服審査法の規定に基づき実施する口頭による意見陳述の申し出を

行います • 行いません

(※) 意見書提出者は、口頭で意見を述べること（口頭意見陳述）ができます。なお、口頭意見陳述の実施方法等については、市審議会事務局からご連絡します。

【提出期間】令和7年3月21日（金）から令和7年4月17日（木）まで

【提出先】〒214-0014 川崎市多摩区登戸 1891番地1 第3井出ビル4階 川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所企画担当 宛て

(持参の場合) ①縦覧期間中（3/21から4/3まで）… 午前8時30分から午後5時15分まで

②上記以外… 閉庁日（土・日・祝日）を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで

(郵送の場合) 提出期限最終日（4月17日）消印まで有効とします。